

随意契約に関する調書(公表)

| | | |
|------------------------------|---|--|
| 所 管 課 名 | 長寿社会課 | |
| 件 名 | 高齢者実態調査等事業 | |
| 契 約 内 容 | 高齢者福祉サービス等の適切な利用につなげるために、75歳以上の在宅高齢者の居住実態を調査する。 | |
| 契 約 期 間 | 平成30年2月12日～平成30年3月31日 | |
| 契 約 締 結 日 | 平成30年2月12日 | |
| 契 約 相 手 方 | 犬山市民生委員児童委員協議会 | |
| 契 約 金 額 | 100円 調査対象者1人あたり | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 第1号 | 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） |
| | ○ 第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 |
| | 第3号 | 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | 第5号 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | 第6号 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 |
| | 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |
| 随意契約の理由 及 び 業者選定の理由 | 在宅高齢者宅への訪問により実態把握するため、普段から地域の実情を把握し、高齢者とも関わりのある民生委員・児童委員に調査を委託することが適切であることから、随意契約とするもの。 | |
| その他特記事項 | | |

※ 本件についてのお問い合わせ先 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

| | | |
|------------------------------|---|--|
| 所 管 課 名 | 都市整備部 水道課 | |
| 件 名 | 財務会計システムソフトウェア元号対応改修業務委託 | |
| 契 約 内 容 | 元号の変更に伴う、財務会計システムソフトウェアの改修業務 | |
| 契 約 期 間 | 平成31年2月13日から平成31年3月20日まで | |
| 契 約 締 結 日 | 平成31年2月13日 | |
| 契 約 相 手 方 | 株式会社フューチャーイン | |
| 契 約 金 額 | 760,320円 | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | | 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） |
| | ○ | 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 |
| | | 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | | 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | | 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | | 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 |
| | | 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | | 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 |
| 随意契約の理由 及 び 業者選定の理由 | 本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。 | |
| その他特記事項 | | |

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

| | | |
|------------------------------|---|--|
| 所 管 課 名 | 都市整備部 水道課 | |
| 件 名 | 水道料金システムソフトウェア元号対応改修業務委託 | |
| 契 約 内 容 | 元号改正に伴い、新元号に対応できるよう水道料金システムを改修する。 | |
| 契 約 期 間 | 平成31年2月14日から平成31年3月20日 | |
| 契 約 締 結 日 | 平成31年2月14日 | |
| 契 約 相 手 方 | 有限会社オザウェア | |
| 契 約 金 額 | 388,800円 | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 第1号 | 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） |
| | ○ 第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 |
| | 第3号 | 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | 第5号 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | 第6号 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 |
| | 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |
| 随意契約の理由 及 び 業者選定の理由 | 本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。 | |
| その他特記事項 | | |

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

| | | |
|------------------------------|---|--|
| 所 管 課 名 | 都市整備部 整備課 | |
| 件 名 | 桜並木剪定等業務委託(その13) | |
| 契 約 内 容 | 高木危険支障枝撤去一式 | |
| 契 約 期 間 | 平成31年3月1日から平成31年3月13日 | |
| 契 約 締 結 日 | 平成31年3月1日 | |
| 契 約 相 手 方 | 有限会社 芳葉園土木 | |
| 契 約 金 額 | 299,160円 | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 第1号 | 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） |
| | 第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 |
| | 第3号 | 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | ○ 第5号 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | 第6号 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 |
| | 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |
| 随意契約の理由 及 び 業者選定の理由 | <p>県道春日井各務原線にて垂れ下がり枝を発見し、交通量が多く、至急対応しなくては枝が道路上に落ち、車などに当たり二次災害になる恐れがあるため、至急対応する必要があるため。 施行するにあたり、高所作業車が必要だったことから、高所作業車を所有しており、犬山市からの造園工を受注したことのある業者を選定した。</p> | |
| その他特記事項 | | |

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書(公表)

| | | |
|-----------|-------------------------|--|
| 所 管 課 名 | 都市整備部 整備課 | |
| 件 名 | 桜並木剪定等業務委託(その14) | |
| 契 約 内 容 | 倒木除去工一式 | |
| 契 約 期 間 | 平成31年3月18日から平成31年3月25日 | |
| 契 約 締 結 日 | 平成31年3月18日 | |
| 契 約 相 手 方 | 佐橋造園 | |
| 契 約 金 額 | 162,000円 | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | ○ 第1号 | 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） |
| | 第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 |
| | 第3号 | 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | 第5号 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | 第6号 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 |
| | 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |
| | 随意契約の理由 及 業者選定の理由 | <p>新郷瀬川沿の桜が倒木しているのを発見し、河川の流水障害になる可能性が高かったため、至急対応する必要があると判断したため。 施行するにあたり、ユニック車及び作業員が必要なことから、至急手配ができ犬山市からの造園工を受注したことからある業者を選定した。</p> |
| その他特記事項 | | |

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課